

保育所の概況

令和4年4月1日現在

保育所名	認定こども園 洗心保育園	施設長名	海野潤子		
所在地	〒800-0245 北九州市小倉南区大字貫795番地の1				
電話番号	093-472-6789	FAX番号	093-472-7439	認可年月	昭和51年2月
設置主体	社会福祉法人龍玉会		運営主体 (設置主体と異なる場合)		

建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・その他() 1階建(1階部分)			
建物延床面積	407.18㎡	屋外遊戯場面積(園庭)	1124.17㎡	

利用定員 (利用児童数)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号定員			(満3歳児) 1	7	1	1	10
2号定員				12	13	13	38
3号定員	8	12	12				32
開所時間	7:00~18:00			保育短時間の 受入れ時間帯	9:00~17:00		
保育の提供を行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)						

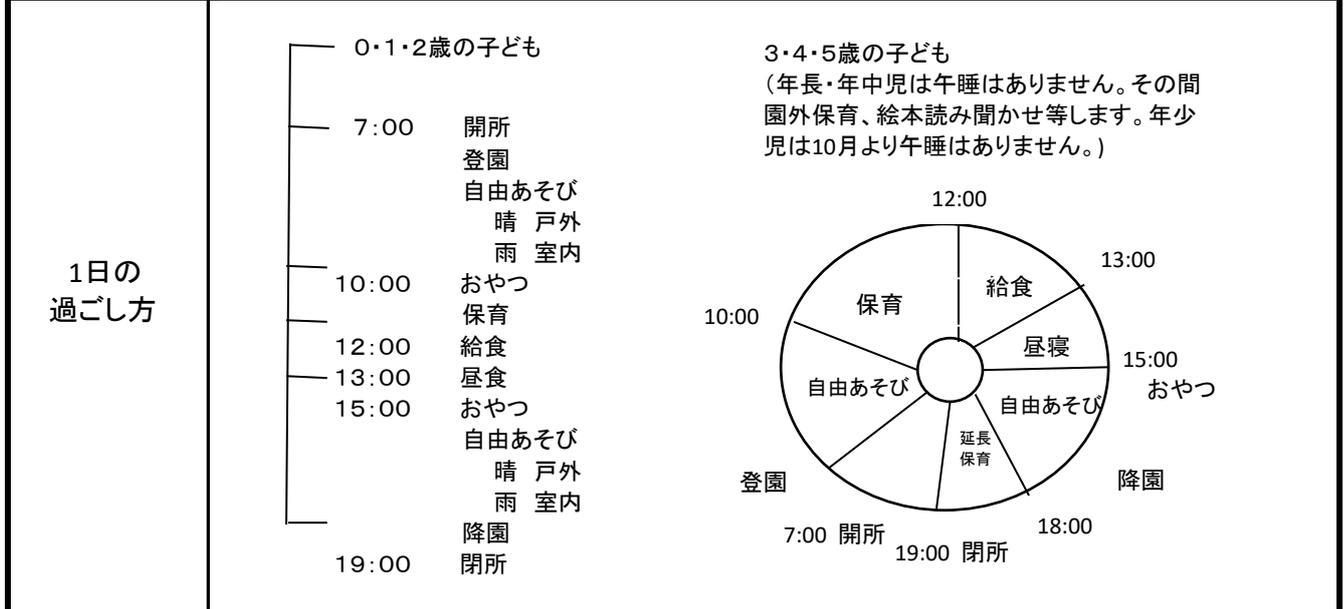
職員数	20人	内訳 : 施設長(1人) 保育士(16人) 調理員等(2人) その他(1人)
-----	-----	--

**施設の目的
運営の方針
保育の方針**

[施設の目的及び運営の方針]
 保育を必要とする乳児及び幼児を日々受入れ、適正な保育の提供を行うことにより、児童の健やかな成長を図ることを目的とします。また、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。

[保育の方針]

- 現代社会に毒されない子どもらしい子どもに育てます。
- 恵まれた自然を生かして心身共に健康な子どもに育てます。
- 園外保育や宿泊保育を多く取り入れて、出来るだけ色々な経験をさせます。
- 子ども達の「食を営む力」の基礎を培うため、保育士と調理員が協力して食育に取り組みます。
- 多くの絵本に親しむ中で、豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培います。



年間行事 予定	4月	入園・進級式 歓迎遠足 健康診断 もりのいえ宿泊保育(年中・年長) 音楽指導(年長～毎月1回)	10月	運動会 夜須少年自然の家宿泊保育(年長) バイキング 健康診断
	5月	シルエット劇場(年中・年長) 個人面談 保育参観&給食試食会	11月	親子レクリエーション大会 車椅子バスケットボール観戦(年中・年長) おひさまのいえ宿泊保育(年中・年長)
	6月	蛍狩り宿泊保育(年長) 劇団公演 おひさまのいえ宿泊保育	12月	生活発表会
	7月	プラネタリウム(年長) 玄海少年自然の家宿泊保育(年長) プール(文化記念プール・朽網プール)	1月	もちつき もりのいえ遠足(年少・年中・年長)
	8月	保育園キャンプ(年少・年中・年長) 川遊び(年長～かぐめよし少年自然の家)	2月	節分 マラソン大会 幼児音楽祭(年長) 個人面談
	9月	柿狩り・芋掘り 北九州市立自然歴史博物館 遠足～到津の森公園	3月	卒園旅行(年長) お別れ会&バイキング お別れ遠足 卒園式

各種保育 事業の 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●延長保育(18:00～19:00) ●障害児保育 ●地域活動 <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援事業～ねっこぼっこKids 貫っ子Jrハウス ・老人福祉施設との交流 ●もちつきパーティー
---------------------	---

利用の開始 及び終了に 関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもから利用先が決定されます。 ●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。
-------------------------	--

実費に係る 利用者 負担金	<ul style="list-style-type: none"> ● 副食費(月額 満3歳児 5,000円、3～5歳児 4,500円) <ul style="list-style-type: none"> → 満3～5歳児に食事を提供する費用(おかず、おやつ、牛乳等 満3歳児は主食費含む) ● 日本スポーツ振興センター共済掛金(年額 250円) <ul style="list-style-type: none"> → 万一の怪我等に備えて、共済掛金に加入するもの。 ● 宿泊保育に係る費用 実費 <ul style="list-style-type: none"> → 宿泊保育に係る食費(朝・夕)の実費を保護者に負担してもらうもの。 ● 園外保育に係る費用 実費 <ul style="list-style-type: none"> → 交通機関を利用し、公共のルール等を知る経験をする場合に使用するもの。 ● 月刊絵本代→実費
---------------------	--

その他 特記事項	<p>[緊急時における対応方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育の提供を行っているときに、入所児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は入所児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じます。 ● 保育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課、入所児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。 ● 事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、発生防止のための対策を講じます。 <p>[非常災害対策]</p> <p>非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、月1回以上、避難訓練及び消火に係る訓練を実地します。</p> <p>[虐待の防止のための措置に関する事項]</p> <p>入所児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の措置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。</p>
-------------	---